

「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成11年4月15日 付け11農産第1360号農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物及びぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第192号。以下「告示」という。）1の（2）に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年1月14日付け16消安第7708号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。 3 検査及び消毒の実施の確認 （1）低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示7の（3）のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてオーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。 （ア）・（イ） （略） （ウ）（イ）の確認後、引き続き生果実の中心部の温度がスウィートオレンジ（バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。以下同じ。）、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラについては16日間摂氏1.0度以下、18日間摂氏2.1度以下又は20日間摂氏3.1度以下、レモンについては14日間摂氏1.0度以下、16日間摂氏2.1度以下又は18日間摂氏3.1度以下、グレープフルーツについては18日間摂氏2.0度以下又は20日間摂氏3.0度以下、ぶどう（<u>ウィティス・ウィニフェラに限る。以下同じ。</u>）については16日間摂氏1.0度以下、18日間摂氏2.0度以下又は20日間摂氏3.0度以下であ	植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びに<u>クリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種</u>のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第192号。以下「告示」という。）1の（2）に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年1月14日付け16消安第7708号消費・安全局長通知）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。 3 検査及び消毒の実施の確認 （1）低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示7の（3）のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてオーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。 （ア）・（イ） （略） （ウ）（イ）の確認後、引き続き生果実の中心部の温度がスウィートオレンジ（バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。以下同じ。）、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラについては16日間摂氏1.0度以下、18日間摂氏2.1度以下又は20日間摂氏3.1度以下、レモンについては14日間摂氏1.0度以下、16日間摂氏2.1度以下又は18日間摂氏3.1度以下、グレープフルーツについては18日間摂氏2.0度以下又は20日間摂氏3.0度以下、ぶどう（<u>クリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のものに限る。以下同じ。</u>）については16日間摂氏1.0度以下、18日

ることを確認すること。 イ・ウ (略) (2) (略)	間摂氏 2.0 度以下又は 20 日間摂氏 3.0 度以下であることを確認すること。 イ・ウ (略) (2) (略)
--	---